

報道各社御中 環境省広報室

< 農林水産省同時貼り出し >

青森県青森市での家きんにおける鳥インフルエンザについて

(H28.12.5 17:00)

農林水産省より、「青森県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及び高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型の確定について」、別添のとおり貼り出されましたので、お知らせいたします。

なお、環境省においては、本件について、すでに以下のとおり対応しております。

- (1) 発生農場周辺半径10kmを野鳥監視重点区域に指定し(11月28日からすでに実施)、青森県に野鳥の監視を強化するよう指示。
- (2) 野鳥緊急調査チームを12月1日からすでに派遣中。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成28年12月5日(月)

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：東岡 礼治(内線6475)

鳥獣専門官：根上 泰子(内線6676)

青森県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及び高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型の確定について

平成28年12月2日に青森県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（青森県における2例目）について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N6亜型であることが確認されました。

1. 概要

（1）平成28年12月2日に青森県の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（青森県における2例目）について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家畜を患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N6亜型であることが確認されました。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

（1）当該農場は、11月28日に発生した農場の移動制限区域内にあることから、11月28日に当該発生農場の疑似患畜が確認された時点から飼養家畜等の移動を禁止しています。

（2）なお、我が国では、これまで家畜肉及び家畜卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

（3）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

（4）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

3. 参考

平成28年12月2日付けプレスリリース「青森県における新たな高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について」

http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/161202_6.html

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：石川、木下

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385